

議案第29号 説明資料

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4千円</p> <p>ロ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下この条及び次条第2項において「老人等」という。))<u>及び単身で入居する者(老人等を除く。次条第2項において「単身者」という。)</u>にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4千円</p> <p>ロ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円） ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（入居者資格の特例） 第7条 略 2 前条第2号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあつては同条第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第8条～第65条 略</p> <p>附 則 1～6 略 7 <u>当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項に規定する過疎地域内の公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合においても、同条第1号の条件を具備しているものとみなす。</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略</p>	<p>者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円） ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（入居者資格の特例） 第7条 略 2 前条第2号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号（<u>老人等及び単身者</u>にあつては同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあつては同条第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第8条～第65条 略</p> <p>附 則 1～6 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略</p>